

国民車両移動監視記録網・Nシステム 平成9年度 全国設置現況写真集



主力メーカーによるNシステムの一般公道による試験

行政権力暴走抑止有識者機構 編



路線名 地名
羽田線 / 品川区東品川2



池袋線 / 板橋区前野町4



目黒線 / 港区白金5 / 3筒式



向島線 / 墨田区吾妻橋1



渋谷線 / 港区西麻布1



小松川線 / 墨田区両国4



新宿線 / 渋谷区笹塚2



C1霞が関③出・入口 / 千代田区霞が関3 / 石塔型



路線名 地名 タイプ
C1霞が関②④出・入口 / 千代田区霞が関3 / 石塔型



4新宿④⑤出・入口 / 新宿区西新宿3



C1代官町②⑤入口 / 千代田区北の丸公園 / 石塔型



6三郷線(上り) / 足立区綾瀬1 / 一方向



4外苑④①入口 / 新宿区神宮外苑 / 石塔型



5北池袋⑤⑨入口 / 豊島区池袋4 / 石塔型



路線名 地名 タイプ
町田街道 / 町田市金森1 / 旧型



R20 / 調布市飛田給1



鶴川街道 / 町田市金井2



R20 / 国立市谷保



川崎街道 / 稲城市東長沼 / 旧型



R20 / 八王子市並木町 / 旧型



鎌倉街道 / 多摩市関戸 / 旧型



五日市街道 / 立川市砂川1



路線名 地名 タイプ
新青梅街道 / 小平市花小金井3



R16 / 八王子市宇津木町



所沢街道 / 東村山市青葉町3 / 旧型



R16 / 福生市熊川 / 旧型



R16(内) / 八王子市万町 / 旧型・一方向



新小金井街道 / 小金井市貫井南町



R16(外) / 八王子市緑町 / 旧型・一方向



中央(上り) / 八王子料金所 / 石塔型



路線名 地名 タイプ
中央(下り)/八王子料金所/石塔型



R1 / 大田区仲池上2 / 旧型



東八道路 / 三鷹市野崎1



中原街道(上り)/大田区田園調布1 / 旧型・一方向



府中街道 / 国分寺市西恋ヶ窪1



中原街道(下り)/品川区西仲延1 / 旧型・一方向



R15 / 大田区蒲田4 / 旧型



目黒通り / 目黒区碑文谷5 / 旧型



路線名 地名 タイプ
R246(上り)/世田谷区玉川台1 /旧型・一方向



山手通り / 目黒区東山1



R246(下り)/世田谷区太子堂1 /旧型・一方向



環七 / 世田谷区若林5



世田谷通り / 世田谷区桜丘3 /旧型



環八 / 世田谷区千歳1



明治通り / 渋谷区神宮前6



R20 / 世田谷区上北沢5



路線名 地名 タイプ
産業道路(上り)/大田区萩中3 /旧型・一方向



環七 / 練馬区羽沢2



産業道路(下り)/大田区大森東4 /旧型・一方向



環八 / 杉並区桃井1



海岸通り / 港区海岸3



早稲田通り / 中野区上高田1



環七 / 中野区大和町2



目白通り / 練馬区貫井5



路線名 地名
新目白通り / 新宿区下落合1



R4 / 足立区中央1 / 旧型



井の頭通り / 杉並区宮前5



高島通り / 板橋区坂下3 / 旧型



青梅街道 / 杉並区高円寺南1



明治通り / 豊島区目白1



R254 / 練馬区北町3 / 旧型



環七 / 足立区椿2



路線名 地名 タイプ

R17 / 板橋区小豆沢3 / 旧型



蔵前橋通(上り) / 葛飾区西新小岩1 / 旧型・一方向



R122(上り) / 北区志茂5 / 旧型・一方向



R14 / 中央区東日本橋2 / 旧型



R122(下り) / 北区志茂1 / 旧型・一方向



R14(京葉道路) / 江戸川区春江町2 / 旧型



蔵前橋通(下り) / 江戸川区上一色3 / 旧型・一方向



R14(千葉街道) / 江戸川区松本1 / 旧型



路線名 地名 タイプ
葛西橋通り(上り)/江戸川区東葛西5 /旧型・一方向



R357(上り)/江東区新木場1 /旧型・一方向



葛西橋通り/江戸川区北葛西4 /旧型・一方向



R357(下り)/江東区有明2 /旧型・一方向



永代通り(上り)/江東区東陽町3 /旧型・一方向



江戸通り(上り)/台東区花川戸1 /旧型・一方向



永代通り(下り)/江東区木場2 /旧型・一方向



江戸通り(下り)/台東区駒形1 /旧型・一方向



路線名 地名
明治通り / 江東区北砂3



R6 / 葛飾区青戸4 / 旧型



平和橋通り(南行) / 葛飾区立石2 / 旧型・一方向



蔵前橋通り / 墨田区石原2 / 旧型



平和橋通り(北行) / 江戸川区松島1 / 旧型・一方向



新大橋通り / 墨田区菊川2 / 旧型



路線名 地名
名神 / 高槻市奥天神 505kp



(阪神)池田線 / 豊中市二葉町



近畿 / 東大阪市西鴻池 15.5kp



(阪神)湾岸線 / 大阪市住之江区平林南



空港線(上り) / 泉佐野市沖(海上橋) / 旧型・一方向



(阪神)松原線 / 大阪市阿倍野区文の里 / 一方向



空港線(下り) / 泉佐野市沖(海上橋) / 旧型・一方向



R1(上り) / 枚方市木屋元町 / 旧型・一方向



路線名 地名 タイプ
R1(下り) / 枚方市長尾峠町 / 旧型・一方向



R26 / 岸和田市土生町2 / 旧型



R2(上り) / 大阪市西淀川区佃 / 旧型・一方向



R26 / 大阪市住之江区西住之江2



R2(下り) / 大阪市福島区海老江 / 旧型・一方向



R163 / 寝屋川市堀溝2 / 旧型



R26 / 大阪府泉南郡岬町 / 旧型



R170 / 大阪府泉南郡熊取町 / 旧型



路線名 地名
R170 / 東大阪市布市町



(府道)31号線 / 堺市石原町



R171 / 高槻市野田



長居公園通 / 大阪市住吉区长居東



環状2号線(内) / 東大阪市荒本 / 一方向



(府道)42号線 / 泉南市金熊寺 / 旧型



環状2号線(外) / 東大阪市荒本 / 一方向



(府道)204号線 / 貝塚市沢 / 旧型



路線名 地名
(府道)29号線 / 堺市三宝町6



阪和 / 岸和田市 52.1kp



R309 / 松原市新堂5



R423(下り) / 吹田市江坂町3 / 一方向



R176 / 豊中市三国2



R423(上り) / 吹田市垂水町1 / 一方向



R479(内環状) / 大阪市鶴見区放出東



府道62号 / 泉南郡熊取町野田 / 旧型

北海道



路線名 地名
道央 / 江別市豊幌 15.2kp



R274 / 北広島市西の里



道央 / 広島町輪厚 18.8kp



R12 / 江別市江別太



札幌 / 小樽市春香町 29.9kp



R5 / 小樽市銭函3



R36 / 北広島市島松



R231 / 石狩町新港南



路線名 地名
R230 / 札幌市南区定山溪

青森県



東北 / 南津軽郡平賀町 649.8kp



八戸 / 三戸郡南郷村 619kp

秋田県



秋田 / 大曲市 69.4kp



R7 / 南秋田郡飯田川町



R7 / 由利郡岩城町二古

山形県



山形 / 山形市関沢 28.4kp



R13 / 南陽市川樋



路線名 地名

R13 / 天童市乱川

岩手県



東北 / 一関市 418kp



R4 / 北上市大下

宮城県



東北 / 白石市 289.7kp / 旧型



R4 / 志田郡三本木町



R4 / 名取市本郷



R48 / 仙台市青葉区並木



R45 / 仙台市宮城区苦竹



路線名 地名

R45 / 桃生郡河南町鹿又

福島県



東北 / 白河市 173.5kp



R45 / 桃生郡矢本町笠松



磐越 / 郡山市西田町 64.3kp



R108 / 桃生郡河南町前谷地



R49 / 郡山市喜久田町



R286 / 仙台市太白区山田



R4 / 須賀川市森宿



路線名 地名
R4 / 安達郡安達町



北陸 / 柏崎市 399.7kp



R4 / 伊達郡伊達町伏黒



北陸 / 南蒲原郡栄町 439.4kp



R49 / 郡山市田村町



R7 / 北蒲原郡聖龍町

新潟県



関越 / 湯沢市 166.1kp



R8 / 白根市新飯田 / 2筒式

群馬県



路線名 地名 タイプ
関越(上り)/ 藤岡市下戸塚 76.9kp / 一方向



R50 / 前橋市小島田町



関越(下り)/ 高崎市元島名町 85.6kp / 一方向



R121 / 太田市龍舞

栃木県



R17 / 新田郡尾島町



東北 / 佐野市高山町 53.1kp / 旧型



R17 / 高崎市阿久津町



東北 / 河内郡上河内町 112.4kp



路線名 地名

R4 / 那須郡西那須野町



(県)2号線 / 下都賀郡壬生町大師

茨城県



R4 / 下都賀郡石橋町



常磐 / 那珂郡那珂町 95.2 kp



R4 / 河内郡上三川町石田



R6 / 竜ヶ崎市佐貫町



R50 / 佐野市植下町



R6 / 東茨城郡茨城町小幡



路線名 地名

R6 / ひたちなか市孫目



常磐 / 新治郡千代田町上稲吉 48.6kp



R50 / 水戸市大塚町



常磐 / 北茨城市中郷町松井 140kp



R51 / 鹿島郡大洋村上沢



R125 / 下妻市長塚



学園東大通 / つくば市梅園1



R294 / 北相馬郡守谷町守谷

長野県



路線名 地名 タイプ
中央 / 下伊那郡高森町 238.6kp / 旧型



R19 / 塩尻市本山



長野 / 更埴市雨宮 119.8kp



上信越 / 佐久市 69.3kp

山梨県



長野 / 松本市寿小赤 14.5kp



中央 / 北巨摩郡明野村 130kp / 旧型



R18 / 長野市津野



中央(河口湖線) / 都留市城山 378.4kp



路線名 地名
R139 / 南都留郡勝山村

埼玉県



東北 / 南埼玉郡白岡町 21.1kp



R4 / 越谷市七左町



R4 / 北葛飾郡杉戸町



関越 / 入間郡三芳町 17kp



R17 / 北本市中丸



外環 / 戸田市内谷



R17 / 熊谷市肥塚 / 一方向(両側)



路線名 地名 タイプ
R16 / 狭山市狭山 / 旧型



R125 / 北埼玉郡大利根町



R16 / 春日部市八丁目 / 旧型



R407 / 坂戸市片柳



R254 / 入間郡三芳町竹間沢



R407 / 大里郡妻沼町西野



R254 / 比企郡川島町上井草 / 旧型



(県)3号線 / 南埼玉郡白岡町西



路線名 地名 タイプ
常磐 / 三郷料金所 / 石塔型

千葉県



東関東 / 習志野市茜浜 7.6kp



首都高(6号上り) / 八潮市 / 一方向



東関東 / 千葉市花見川区大日町 10.6kp



R122 / 浦和市寺山 / 一方向(両側)



館山 / 市原市郡本 38.9kp



R298 / 川口市道合



京葉 / 市川市二俣2



路線名 地名

東金 / 千葉市若葉区大宮



R16 / 袖ヶ浦市代宿 / 旧型・一方向(両側)



R16 / 柏市戸張



R6 / 我孫子市つくし野 / 旧型



R16 / 八千代市宮内 / 旧型



R14 / 千葉市美浜区幸町 / 旧型・一方向(両側)



R16 / 千葉市中央区蘇我 / 旧型



R357 / 船橋市日の出2 / 旧型・一方向(両側)



路線名 地名 タイプ

R259 / 船橋市習志野台8 / 旧型



R128 / 茂原市渋谷



R126 / 東金市田間 / 旧型



(県 8号線 / 船橋市金杉町



R126 / 八日市場市八 / 旧型



(県 62号線 / 山武郡松尾町八田 / 旧型



R51 / 佐倉市並木 / 旧型



(首)湾岸線(上り) / 市川市原木 / 一方向 0.2kp



路線名 地名 タイプ
 (首)湾岸線(下り)/市川市千鳥町/一方向 2.9kp

神奈川県



小田原・厚木/伊勢原市上平間 26.4kp



東名/川崎市多摩区長尾 4.8kp



横浜・横須賀/横浜市港南区港南台 10.2kp / 旧型



東名/大和市上草柳 24.7kp



(首)横羽線/川崎市川崎区桜本1/2筒式



第3京浜/川崎市高津区野川 4.1kp



(首)湾岸線/川崎市川崎区東扇島 38.4kp / 2筒式



路線名 地名 タイプ
R1 / 横浜市戸塚区矢部町 / 旧型



R246 / 川崎市宮前区有馬



R1 / 横浜市神奈川区入江町1



R16 / 相模原市大沼



R15 / 横浜市鶴見区生麦1



R16 / 横浜市旭区今宿南町 / 旧型



R246 / 海老名市上今泉



R16 / 横浜市金沢区泥亀 / 旧型



路線名 地名
R129 / 厚木市戸田

富山県



北陸 / 下新川郡朝日町 284kp



鎌倉街道 / 横浜市港南区港南台



R8 / 富山市水橋沖

石川県



上麻生線 / 横浜市神奈川区六角橋2



北陸 / 金沢市古屋谷 187.3kp



(県)3号線 / 川崎市多摩区西生田2



能登(有) / 河北郡七塚町 13kp



路線名 地名
R8 / 金沢市森本町



R21 / 本巣郡穂積町牛牧



R8 / 松任市水島町

福井県



R258 / 大垣市外淵

静岡県



北陸 / 武生市 78.9kp

岐阜県



東名 / 御殿場市竈 85.5kp / 旧型



R22 / 羽島郡岐南町



東名 / 島田市中河 184.2kp

愛知県



路線名 地名

R1(BP) / 沼津市桃里



名神 / 小牧市 346kp / 旧型



R1 / 清水市庵原



中央 / 小牧市 340.3kp / 旧型



R1 / 藤枝市上青島



東名 / 新城市 261.8kp / 旧型



R1 / 浜松市篠原町



R41 / 丹羽郡大口町中小口



路線名 地名 タイプ
R22 / 西春日井郡春日町 / 旧型



太閤通3 / 海部郡大治町



R19 / 春日井市瑞穂通7 / 変型2段式



R1 / 海部郡蟹江町



R153 / 日進市赤池



R1 / 岡崎市本宿



東山通 / 名古屋市千種区田代町



R23(上り) / 名古屋市港区宝神1 / 一方向



路線名 地名 タイプ
R23(下り)/名古屋市港区宝神1/一方向



R23 / 鈴鹿市一の宮

滋賀県



R248 / 岡崎市細川町 / 2筒式

三重県



名神 / 坂田郡山東町 396.5kp / 旧型



東名阪 / 桑名市桑部 49.6kp / 旧型



名神 / 栗太郡栗東町 456.6kp



伊勢 / 松阪市小野 115.8kp



北陸 / 長浜市永久寺 5.8kp



路線名 地名
R1(京滋BP)/大津市石山 485.3kp



R1 / 京都市東山区清閑寺 / 旧型



R1 / 草津市坊袋



R1 / 京都市南区上鳥羽 / 旧型



R161 / 大津市山上

京都府



R24 / 城陽市塚本

兵庫県



名神 / 京都市山科区 479.1kp / 旧型



名神 / 尼崎市額田 526.2kp / 旧型



路線名 地名
中国 / 加東郡社町 60.9kp



R2 / 西宮市六湛寺町



舞鶴 / 三田市相野 6.2kp



新神戸トンネル / 神戸市中央区二宮町



R2(第2神明) / 明石市大久保町 17.6kp



第2新神戸トンネル / 神戸市北区箕谷



R250(BP) / 明石市大久保町西島



R171 / 伊丹市昆陽7 / 旧型



路線名 地名
R175 / 神戸市西区玉津町出会



R24 / 奈良市佐保台西町



中国 / 宝塚市山本野里 13.7kp / 2筒式
奈良県



R25 / 北葛城郡王寺町元町3
和歌山県



西名阪 / 香芝市今泉 11.9kp / 旧型



阪和 / 和歌山市府中 84kp



R25 / 山辺郡都祁村 74kp



R24 / 橋本市上兵庫



路線名 地名 タイプ
R26 / 和歌山市延時 / 一方向



米子 / 西伯郡岸本町

島根県



R24(BP) / 和歌山市秋月 / 一方向



浜田 / 那賀郡旭町 35.2kp



国道道路 / 和歌山市田中町 / 一方向

鳥取県



R9 / 八束郡宍道町白石

岡山県



R9 / 東伯郡赤埼町



瀬戸中央 / 倉敷市鴻池 17.3kp / 旧型



路線名 地名

山陽 / 備前市 96.8kp

広島県



山陽 / 東広島市六条 270kp



山陽 / 笠岡市 182.3kp



中国 / 山県郡千代田町 355.5kp



中国 / 久米郡久米町 168.4kp



R2 / 広島市南区向洋新町 / 旧型



岡山 / 上房郡賀陽町 19.7kp



R2 / 廿日市市地御前 / 旧型



路線名 地名 タイプ

中国 / 三次市 294.7kp

山口県



山陽 / 玖珂郡周東町 348.6kp / 旧型



R11 / 板野郡松茂町中喜来



R192 / 麻植郡山川町川田

香川県



中国 / 佐波郡徳池町 443.2kp



R11 / 大川郡引田町塩谷

徳島県



本四道 / 鳴門市大毛



R11(下り) / 高松市亀井町 / 一方向



路線名 地名

R193 / 高松市三名町

愛媛県



松山 / 川之江市上分 58.3kp

高知県



高知 / 長岡郡大豊町刈屋 76.6kp



R55 / 南国市明見町

福岡県



九州(上り) / 北九州市門司区和布刈 545.4kp / 旧型・一方向



九州(下り) / 北九州市門司区和布刈 545.3kp / 旧型・一方向



九州(上り) / 筑紫野市原田 90.2kp / 一方向



九州 / 鞍手郡鞍手町 42.8kp



路線名 地名 タイプ
大分(下り)/小郡市井上 3.8kp / 一方向



R3 / 久留米市上津町



R202(有) / 糸島郡二丈町



R208 / 大牟田市船津町



R3 / 宗像郡福間町



R3(上り) / 大野城市御笠川 / 一方向

佐賀県



R3(BP) / 筑紫野市針摺



九州(下り) / 鳥栖市酒井東町 98.9kp / 一方向



路線名 地名 タイプ
長崎(下り)/鳥栖市柚比町 2.6kp / 一方向

長崎県



長崎 / 東彼杵郡東彼杵町 77.8kp



西九州 / 東彼杵郡波佐見町 9.9kp



R206 / 長崎市大橋町 / 一方向

熊本県



九州 / 下益城郡小川町 202kp



R3 / 熊本市八幡



九州 / 鹿本郡鹿央町 150.7kp



R57 / 阿蘇郡長陽村下野

大分県



路線名 地名 タイプ
大分(上り)/速見郡日出町 103.6kp / 一方向

宮崎県



九州(上り)/えびの市 275.2kp / 一方向



大分(下り)/別府市内竈 105.8kp / 一方向



宮崎/えびの市 1.9kp / 一方向



R10(上り)/大分市生石港町 / 一方向



R10 / 東諸県郡高岡町赤谷



R10(下り)/別府市浜脇 / 一方向



R10 / 児湯郡都農町

鹿児島県



路線名 地名 タイプ
九州(下り)/ 始良郡吉松町 282.2kp / 一方向



R3 / 鹿児島市小山田町



R10 / 鹿児島市吉野町竜ヶ水



R217 / 鹿児島市七ツ島

沖縄県



R58(上り)/ 浦添市仲西1 / 一方向



R58(下り)/ 那覇市安謝 / 一方向

大阪府



路線名 地名 タイプ

環状2号線(内)豊中市上新田2 / 一方向



R309(下り)/東大阪市高井田西6 / 一方向



環状2号線(外)/吹田市山田北 / 一方向



R308(上り)/東大阪市高井田中5 / 一方向

兵庫県



(阪神)守口線 / 大阪市北区国分寺1 2.4kp



R176(上り)/宝塚市山本野里 / 一方向



(阪神)東大阪線 / 大阪市東成区東今里 3.9kp



R176(下り)/宝塚市山本野里 / 一方向

盗難車両とは無関係？Nシステム

Nシステムの問題性をアピールする活動の中で感じることは、多くの人々が、生活上このシステムにメリットを認めているということだ。つまりNシステムは、国民の生命・財産等の安全に役立っている(はずの)物と捉えている。そして、自分の車のナンバーが撮影されても、そのことの不快さなどは安全に比べれば余り問題にすべきじゃなからうと考えているようだ。

しかし、Nシステムが実は安全に殆ど寄与しないもので、権力側のメリットのために利用されているのだ、と分かったら、果たして許しておくだろうか。Nシステムは第一に盗難車両(犯罪に利用されることが多い)の捜査を目的としているのだ、と開発当初から発表されて来た。財産としての車両が盗まれたとき捜してくれ、それが同時に犯罪を予防することにもなるとすれば、多少の不快感には代えられないかもしれぬ。プライバシーという概念がまだ根づいてない日本では、そうなのかもしれない。そうではあっても、Nシステムが「盗難車」検挙には大した効果をあげて来なかったという事実の前では、少なくとももう一度Nシステムに注目し直してくれるのではないだろうか。

実は私たちは早くから、Nシステムの「検挙能力」に疑問を抱いていた。1986年にNシステムが配備され始めても、その効果のほどは全く発表もされず、存在や分布も秘密にされてきた。ただ、犯罪統計として「自動車盗」の年間認知件数や同検挙件数は発表されてきた。それによると認知件数は1970年代から一貫して3万数千件レベルで安定しており、一方、Nシステムが普及して行ったにも拘わらず、'92年までは検挙数・検挙率は低迷していたのだ。特に「Nシステム王国」東京はナント、検挙率最下位争いの常連で、特に'93~'95年はダントツでピリの上に自己最低記録をも更新しつづけた。また、他のNシステム大県である大阪、愛知などもよく似た傾向であり、この数年検挙率が向上したものの実はNシステムの効用によるのではなく、警察官たちの手柄であったことが、統計数字を解析してみるとわかる。検挙人数の割に検挙件数が大きく伸びていたのである。

地域別にみても、例えば福井県などのように、Nシステム配備の少ない県の方が、検挙率は高く、また年次別にみてもNシステムが増設された以後かえって検挙率は低下した県が多々みられる。

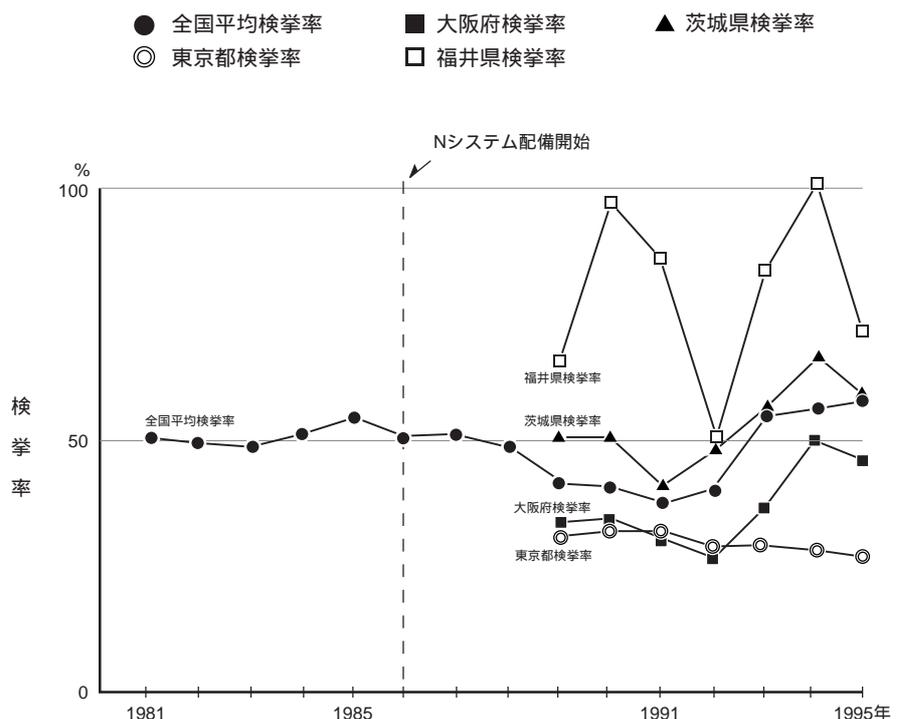
つまり、Nシステムは少なくとも盗難車両捜査のための運用はされていない、とほぼ断定できるだろう。

このたび、私たちの足で確認してきた380箇所のNシステムの写真を一挙発表することとした。それは、おびただしいこれらの数と彼らの効用とを対比していただきたいためである。1箇所平均約1億円のNシステムは、国民に殆どメリットをもたらすことなく、いったい何のために使われているのだろうか？

できれば道路に出て、あなたの身近のこれらNシステムの前で、もう一度考えてみていただきたいと願うものである。

浜島望

自動車盗事件の検挙率の推移 (1981 ~ 1995年) (警察庁「犯罪統計書」による)



アピール

Nシステムは、すべての車両の移動をTVカメラとコンピュータによって監視・記録保存する警察庁による国民車両移動監視記録網です。わたしたちの調査によれば、平成9年現在推計で全国約400拠点で常時、運転者 / 助手席同乗者を含む車両前面が撮影され、ナンバーが判読され、通過日付・時間と共に記録され保存されています。

国民自身の監視のために、1986年(昭和61年)以降、累計300億円以上の国民の税金が投入されたものと思われます。スピード取り締まりなどではありません。全く無差別に全車両の移動そのものが監視され記録され保存されているのです。ナンバーをつけている車に例外はありません。

車を運転する一般国民が、具体的犯罪の容疑者でもない段階から犯罪予防・抑止の名目で一方的に移動状況を監視され、記録され、保存されているのです。

警察法第二条2項

2 警察の活動は、厳格に前項の責務の範囲に限られるべきものであって、その責務の遂行に当たっては、不偏不党且つ公平中立を旨とし、いやくも日本国憲法の保証する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあってはならない。

日本国憲法

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保証する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で最大の尊重を必要とする。第二十二條何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

単なる移動の自由を含む「移転の自由」はもとより基本的人権として「プライバシーの権利」が人格権として確立していることは言うまでもない。

「プライバシーの権利」とは『自己についての情報をコントロールする権利』を内実とする。

権力による、公的利益を理由とするプライバシーの権利制約を正当化するに当たっては、単純なる利益均衡によってではなく、厳格な基準を考慮して慎重に判断されなければならないということは、すでに常識である。いささかでも法にかかわる者ならば誰でもわかまえていることがらである。

論点整理:

当局は犯罪捜査の必要上というが、憲法以下現在の法体系をどう解釈すれば5千万国民のプライバシー侵害を合法と解釈できるのか。

- 1.当局は肖像権は侵してないというが、CCDカメラにより撮影した車両前面のイメージデータには、当然運転者/助手席の人物像も含まれ得る。
当局によれば、利用するのはイメージデータから認識処理部(個別本体コンピュータ)で認識したナンバープレートの文字数字の、いわゆるテキストデータのみと主張するが、残余のイメージデータを消去し保存を不可能としているというならプログラムの詳細と保障措置について、すべての機種にわたって明らかにすべきである。
- 2.当局は肖像権侵害のクリアにのみ神経をついやしているようであるが、肖像権以外にも以下の論拠によりプライバシー侵害の違法性は明確である。
車両は所有者を容易に特定し得る。まして個人所有の自家用車は当該車両と運転者の特定は容易である。その意味で、車両は極めて属人的である。したがってNシステムの機能が、外形的には「どの車両が、いつ、どこを通過したか」を追跡することのようであっても、警察の情報統合力をもってすれば瞬時に「誰が、いつ、どこを」に変わるのである。実態として国民の移動の自由へのあからさまな干渉である。
- 3.当局はデータの保存管理はしていないというが、これは既に破綻している。特に広域捜査に必須のものとなっている現在、個別の事件の捜査状況の発表及び公判においてその運用は明らかとならざるを得まい。国民に嘘をつくことの責任をどう考えているのか。
- 5.いかに捜査上の秘密を言い立て情報開示を拒絶しても、当局の行為は自由主義を標榜する法治国家・民主主義への重大な挑戦以外の何物でもない。



提言:

成人国民の過半である5,000万人の自動車免許保有者の車による移動を監視すれば、警察権力として、こんな便利なことはないでしょう。

通常の民主主義国家では許されないことも「由(よ)らしむべし、知らしむべからず」の論理で平然と押し通してこられたのです。

犯罪だの検挙だのという一般国民が抗し得ない、そして他人事としか感じられない言葉をふりまわすことによって、犯罪となんら関係のない国民をも監視することを(警察内部では)合理化しています。

さらに情報開示という権力の恣意暴走の歯止めからも、自分たちは除外が当然とすら思っています。

国民・納税者は、日本警察をこのようなおぞましい姿にしたままではいけません。

警察当局は、国民を敵視し欺く秘密警察的な発想をやめ、自由主義国家・民主主義国家の行政機関としての最低限のルールである情報開示義務を直ちに履行しなさい。

1. 政府はシステムの全容及び詳細を運用部門から報告させ、同時に証拠保全を厳命することを求める。
2. 国会が衆参両院に調査特別委員会を設置することを求める。
下部組織としてシステムの専門家を含む作業部会も併設する。
3. 特別調査委員会は安全保障上の必要がある内容のみ秘密会として、政府提出資料の審議及び関係官僚等を証人喚問し、詳細を審議する。違法行為が認められたときは関係者を処断する。可能な限り国民に情報を公開する。
4. 国会において必要性が認められたときは立法措置により濫用を規制する。

<皆さんの情報とご意見をお寄せください。>

本冊子の無断転用を禁止します。

転用、引用に関しては事前に下記に連絡し承認を受けてください。
正当な目的に限り承認致します。

行政権力暴走抑止 有識者機構 代表 櫻井光政

〒141 東京都品川区上大崎3-13-21 櫻井前田法律事務所
TEL: 03-3447-9774 FAX: 03-3447-9775